

## 平成 25 年度 第 5 回 佐鳴湖のみらいを育む会 議事要録

日 時	平成 25 年 6 月 29 日 9 : 30 ~ 12 : 00	次 第
会 場	浜松総合庁舎 1F 大会議室	1) 開会
参加者	会員 19 名、行政担当者 18 名 事務局 8 名	2) 取り組みの確認・まとめ 3) 次回の検討事項について-中目標について- 4) 事務局より 5) 閉会

<b>1) 開会あいさつ</b>		事務局
<p>・ 土曜日の暑い中、御参加いただきありがとうございます。今年度は、目標を設定し、協議会に素案を諮るというタイトなスケジュールである。皆様には御負担をおかけするかもしれないが、佐鳴湖の将来を考えていただき、御協議いただきますようお願い申し上げます。</p>		
<b>2) 取り組みの確認・まとめ (資料 1、2 により説明)</b>		説明：事務局
	(資料 3 により全体で検討)	進行：事務局
<b>【資料 2 についての質疑】</b>		
<p>・ 計画書の構成として、第 5 章の「計画推進の主体」は、計画の基本理念や施策体系の後でも良いと思う。(メンバー)</p>		
<p>・ ありがとうございます。まだ素案の状態ですので、そのような御意見を随時いただきながら作成してまいります。(事務局)</p>		
<b>【取り組みの確認・まとめ】</b>		
検討結果の詳細は、別紙参照		
<b>3) 次回の検討事項について (資料 4 により説明)</b>		説明：事務局
各自、次回の検討事項である中目標を事前に考えてきていただくことについて依頼した。		
<b>4) 事務局より (資料 5 により説明)</b>		説明：事務局
<b>【質疑】</b>		
<p>・ 艇庫の完成時期、撤去時期を教えてください。(メンバー)</p>		
<p>・ 艇庫の建設は、10 月から 1 月までの 4 ヶ月間を予定しているようである。現況施設の撤去の時期は、艇庫が完成し、用具等引越しが終わってからになるが、2 月中には完了させたいと考えている。(浜松土木事務所用地課)</p>		
<p>・ 小簗地区の堤防建設に支障は無いですか。(メンバー)</p>		
<p>・ ありません。(浜松土木事務所企画検査課)</p>		
<b>5) 閉会</b>		事務局
<p>本日は長時間に渡り議論をいただき、ありがとうございます。</p> <p>次回の開催は、7 月 27 日土曜日の同じ時間、場所を予定している。中目標の検討と、本日担当課が持ち帰って検討することにした取り組みについての確認、また佐々木氏から提案のあった再度議論する場を持つということで、よろしく申し上げます。</p>		

以 上

## 取り組みシートの確認・まとめ 検討結果

(第5回佐鳴湖のみらいを育む会)

No.	取り組み	発言内容
5	農地の面源負荷対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域協議会だけで「浄化への努力が利益になる仕組みづくり」を行うのは限界がある。農産物の冷温取引が主である中で、横浜の南部市場では、地場野菜を鮮度の良い常温取引で流通するルートを確立している。流通の担当課を含めて考えなければ、十分な仕組みは作れない。(メンバー)</li> <li>・ エコファーマーの農産物は経営規模が大きくないため、常温流通であると思われる。多品目少量生産であるため、事業化のハードルが高い。資金補助でなければ行政が入らなくても推進できるということで、そのような記載になっていると思う。</li> <li>・ エコファーマーの認定マークは既に存在する。新たなマークを作るよりも、現マークの啓発活動を進めたい。(西部農林事務所地域振興課)</li> <li>・ 「環境保全型農業を推進させるための施策を実施する」のであれば、生産面だけでなく、流通機構を踏まえた振興策が無いと根付かないのではないか。(メンバー)</li> <li>・ 施策としては流通も視野に入れているが、県は直接資金補助することは出来ない。市が補助制度を実施している。(西部農林事務所地域振興課)</li> <li>・ 佐鳴湖流域のエコファーマーの農産物を売るサイトを立ち上げる。公園の中は、エコファーマーの農産物を良心市の形で売買できる。スーパーにコーナーを作る。学校給食やイベントに使う。そういった支援拡大のメカニズムが無い。また、現物を見る機会も無い。中区にはファーマーズマーケットが無いので、類するものを佐鳴湖に作れば改善していくと思うがどうか。(メンバー)</li> <li>・ その意見に賛成である。エコファーマーの支援は、佐鳴湖だけではなく、市全域で行えば良い。また、学校給食での使用や販売の拠点作りを市が推進することで盛り上がると思う。(メンバー)</li> <li>・ 「環境保全型農業の推進」の施策の中に、生産面だけでなく流通面も含まれると捉え、次期計画を作っていきたい。(進行：事務局)</li> <li>・ まずは無人販売所を数か所に置いて、認定マークの農産物を販売するといったことから始めてはどうか。散歩している人たちが、100円を入れて野菜を買っていくということでも良いと思う。(メンバー)</li> <li>・ 次期計画に、「エコファーマーの努力が利益になる仕組み」にはどのような方法があるのか、地域協議会が決定してみらいを育む会で実行していくような仕組みを記載するという事だと思う。(進行：事務局)</li> <li>・ エコファーマーは佐鳴湖流域に何人いるか？生産や流通の話が出ているが、エコファーマーが誇りをもって活動できる場を作るなど、メンタル面の支援が大事である。(メンバー)</li> <li>・ 資料によると、浜松市内では503名が認定を受けている。メンタル面は次期計画の理念に含めたい。(進行：事務局)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>掛川市で行われている「軽トラ市」のようなものを行うとしたら、行政として何か課題があるか。(メンバー)</li> <li>公共施設での個人的な販売はお断りしている。新川緑地で活性化組織が時々販売行為を行っており、協議会のような組織が行うのであれば、考慮の余地はある。(浜松市公園課)</li> <li>目指す姿をどこに置くかによって検討する項目が異なる。20年30年後の目指す姿の達成のためには、エコファーマーの理解と努力が必須である。地域協議会に預けただけでは実現しない。「利益になる仕組み」を「協力を得やすくする仕組み」のような書き方として、協議会だけでなく、市や県も入れるべきである。(メンバー)</li> <li>事務局で持ち帰り、文章表現を検討する。(事務局)</li> </ul>
8	微生物などによる水処理実験	<ul style="list-style-type: none"> <li>今から文献調査するということであるが、既に「えひめAI」の調査結果があるので、むしろ予算をつけて自治体を実施する段階である。住民が主体となり実施すれば効果的な手法である。(メンバー)</li> <li>以前の文献等を確認し、調査か実施か検討する。(浜松市環境保全課)</li> <li>生物であるため、一旦大量に放たれてしまうと環境負荷が大きい。専門機関による実証実験を行い、実施方法を検討する。(進行：事務局)</li> </ul>
15	雨水浸透ますの設置推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも建築確認申請の際に、雨水浸透ますについて、各施主に確実に説明していただきたい。(メンバー)</li> <li>建築確認申請の95%は民間の検査機関が審査を行っており、市内には2箇所ある。パンフレットを確認の副本に挟んで返していただくよう頼んでいるが、確実に各施主に渡しているかは確認していない。(浜松市建築行政課)</li> <li>ぜひ確認をお願いします。(メンバー)</li> <li>東京都三鷹市や武蔵野市といった雨水浸透ますの100%設置を目指している都市は、設置すべきところとそうでないところの選別を先に行い、その上で一部地域の設置を義務化した。浜松市もゲリラ豪雨対策として、雨水浸透ますが必要な地域を地道に調査する時期に来ている。(メンバー)</li> <li>佐鳴湖上流地区で設置補助をしているが、設置者が少ないのが現状である。啓発方法を探っているのが現状であり、反省している。(浜松市環境保全課)</li> <li>取り組みを推進していくということで、次期計画はこの文言とし、具体的な実施の段階でさらに御意見をいただくこととしたい。(進行：事務局)</li> </ul>
22	業 緑地・樹木の保全・保護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑は水を蓄える点で非常に大切である。主に富塚地区で市民の森を指定し保全しているが、神久呂地区の森林も水源となっているので、積極的に市民の森に指定し保全していただきたい。(メンバー)</li> <li>市民の森は、法律的に担保性の高い特別緑地保全地区や緑地保全地域に指定する準備を進めている。神ヶ谷地区や大久保地区の市街化調整区域の斜面緑地も、何らかの手段を踏んで担保性の高い緑にしていくための調査をしている。遠くない将来に何らかの動きがあるので、その際は御協力いただきたい。(浜松市緑政課)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的に積極的に進めていただきたい。(メンバー)</li> <li>・ 神久呂地区は竹林が多く、保水能力が低い。県の緑税を活用して雑木林に変えているが、1 ha 以上の面積があり、10 年間は竹を生えさせないといった規制がある。竹林伐採を進めるため、伐採事業の条件を緩めていただきたい。(メンバー)</li> <li>・ 竹林については、生態系との関連も踏まえて考えて行きたい。(進行：事務局)</li> <li>・ 緑地保全や緑化も大事であるが、景観の保全が強調されて、生態系保全や生物多様性担保の視点が入っていない。これらは往々にして対立する概念で、例えばメタセコイア並木の価値観について入れたい。(メンバー)</li> <li>・ 旧国立病院の森が全て伐採された。早く対策ができなかったのが残念だ。(メンバー)</li> <li>・ 生態系保全の要素を入れて記載していきたい。(進行：事務局)</li> </ul>
24	名勝地「佐鳴湖」の PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名勝地として PR するために湖岸に施設を作るには、県や市の文化財関係の申請許可が必要だが、実際に行われているか疑問である。現在船着場のようなものを建設しているところがある。そういうことを管理者が把握しているのか。ただ PR ということより具体的にやってほしい。以前、佐鳴湖に橋をかける話があった。名勝地であることを知らないで、発言しているのではないかと思う。(メンバー)</li> <li>・ 地域協議会は統一サインによる PR を計画し、来年度の実施を考えている。(事務局)</li> <li>・ 地域協議会の事業として環境保全課が主体となって進めているが、湖岸のサインにはそれぞれの管理者がいることから、公園課等と調整を図っている。(事務局)</li> </ul>
25	湖岸・河川の維持管理(ヨシ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヨシの新たな活用の検討とあるが、海岸に植栽する活動をしており、ぜひ敷き藁として活用したい。(メンバー)</li> <li>・ ヨシは流域内のお茶農家の協力をいただき 100%茶畑の敷き藁として活用している。毎回ヨシ刈りの前にお茶農家と受け入れ量の調整を実施しており、そういった調整の中に入っただけであれば、活用は可能であるかもしれない。(浜松土木事務所企画検査課)</li> <li>・ 刈り残しを自分たちで刈って利用して良いか、また相談させていただきたい。(メンバー)</li> </ul>
26	湖岸・河川の維持管理(清掃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際に湖岸を歩いて話を聞くと、以前に比べ明らかにマナーが低下している。指定管理の方がその都度注意しているようだが、ここでいう「多様な主体が取り組む活動とする」という意味がよくわからない。トラブルは今後増えると思う。佐鳴湖を気持ちよく利用していただくための指針や注意する人が必要である。(メンバー)</li> <li>・ 持ち帰って検討する。(進行：事務局)</li> <li>・ 清掃活動の義務化は、諏訪湖で実施していることをそのまま佐鳴湖でできるとは思えない。地区の温泉業者や周辺の方の、全国から集客して諏訪湖を守ろうという切迫度が違う。我々も年2回クリーン作戦を実施するが、なかなかゴミは減らない。減らないから義務化しようという短絡的な考えではいけない。(メンバー)</li> <li>・ 持ち帰って検討する。(進行：事務局)</li> </ul>

29	生息環境の創出 (湖岸の整備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水の浄化に干潟が重要な役割を持っている。縄文楽校はこの春 3.6m 四方の干潟を 10 万円ぐらいで造成した。どれぐらいの予算から削除と判断したのか。(メンバー)</li> <li>・ 今回は事業実施を削除している。河川管理上必要かという点で予算化されるか不明であること、また必ずしも河川管理者が中心となって実施する必要がないと考えたためである。計画に位置づけられれば予算要求していくが、予算化された場合は地域協議会や市民団体、行政の環境部局と協力して進めたい。予算検討の時期に入っていないが、現時点で予算化される可能性は低いと認識している。まずは、どのような生物相を目指し、どのような湖棚を形成するのかを十分検討した上で事業化を検討したい。(浜松土木事務所企画検査課)</li> <li>・ 愛知県や有明海の干潟は生物多様性が高い。佐鳴湖も砂が無くなったためにヤマトシジミが死滅したのは明らかである。浅瀬の生物が多いことは調べるまでもない事実であるから、少しずつでも浅瀬を増やす施策を要望する。(メンバー)</li> <li>・ その通りであると思う。小魚が繁殖し、生息する場を増やすことを常に意識することが必要だ。干潟もそうだが、渚状のところも必要である。(メンバー)</li> <li>・ どの場所でどのような生物相を目指すのか、計画を実施するには調査も必要であることから、地元の方と進めていくという認識である。(進行：事務局)</li> <li>・ 「せせらぎ水路」や「根川湿地」のような具体的な場所を列挙してはどうか。例えば根川湿地はコイやフナが登って産卵し、ヘイケボタルが飛び、オオヨシキリやヒクイナがいる大事な場所である。(メンバー)</li> <li>・ 生態系に配慮して生息環境を創出することや、佐鳴湖で保全が必要なところは名称を明記する。(進行：事務局)</li> </ul>
32	外来種対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市として駆除は出来ないとのことで、どの自治体もこのようなスタンスであるが、理由を記載していただきたい。シジミ協議会としては、行政の考え方を明らかにしてほしい。佐鳴湖周辺は鳥獣保護区に指定されている。鳥獣保護区では爬虫類について駆除の制約は無いが、動物愛護や市民意識という問題がある。</li> <li>・ ミシシippアカミミガメは環境省の指針では要注意外来生物で、いてはいけない生物であるため、市として駆除を奨励するとか、駆除方法はこれを推奨するといった確固とした方針を明示していただくと、我々もやりやすい。様々な外来種が見られるが、緊急を要するのはミシシippアカミミガメとアフリカツメガエルである。(メンバー)</li> <li>・ 御指摘の通り、市としての方針が決定していないため、今回は削除させていただいた。いつまでに市の方針が出るのか本日は申し上げられないが、課題としては認識している。検討する時間をいただきたい。予算を確保していないし、処分方法も定まっていないのが、その理由である。(浜松市環境政策課)</li> <li>・ 広く行われているのは、凍らせて処分する方法です。(メンバー)</li> <li>・ 駆除の方法はそのようであるが、遺骸の処分方法も決定していない。(浜松市環境政策課)</li> <li>・ この計画書に間に合えば記載する。(進行：事務局)</li> </ul>

34	環境学習 (水質に関する学習)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査機材を環境教育の場で使用する場合の支援はどうか。(メンバー)</li> <li>移動環境教室で調査機材を使用することはある。実験器具の貸出は保健環境研究所で行なっているため、環境政策課としては削除している。(浜松市環境政策課)</li> <li>実際は使用可能ということである。担当課窓口を明記する。(進行：事務局)</li> <li>排水が配水となっているので修正してください。(メンバー)</li> <li>修正する。(進行：事務局)</li> </ul>
35	環境学習 (学校での学習)	<ul style="list-style-type: none"> <li>せせらぎ水路の記述を入れてはどうか。(メンバー)</li> <li>持ち帰って検討する。(進行：事務局)</li> </ul>
36	学習(環境学習に限らない)の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>20年30年先という長い目で見れば、佐鳴湖資料館という名称が適切かはわからないが、象徴するものが必要であることはどこかに残しておきたい。(メンバー)</li> <li>持ち帰って検討する。(進行：事務局)</li> </ul>
37	佐鳴湖の利用者増 加対策(公園)	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊歩道に、すれ違い出来ないような場所があり、地主との協議が必要となっている。遊歩道の狭隘箇所の整備を検討できるような文言を入れていただきたい。(メンバー)</li> <li>記載を検討する。(進行：事務局)</li> </ul>
38	佐鳴湖の利用者 増加対策(湖内・湖上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>湖面の利用は、すぐに事業に結びつけるのではなく考えを残しておきたい。(メンバー)</li> <li>持ち帰って検討する。(進行：事務局)</li> </ul>
39	佐鳴湖公園の コンセプト統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの整備計画は水質浄化に取り組んできたが、次期計画は総合的な観点からの計画となる。佐鳴湖公園のコンセプト統一はとても重要と考えている。公園課は、先に作られては困るので削除したのか。(メンバー)</li> <li>佐鳴湖公園の基本構想のコンセプトは、佐鳴湖の今の姿や、この場で検討している姿と大きな差異はないが、みらいを育む会で今後出されていくコンセプトや目指す姿に公園整備の目指すものが合っているかを検証したい。(浜松市公園課)</li> <li>現在の公園課がもつ確固としたコンセプトはありますか。(メンバー)</li> <li>佐鳴湖公園のコンセプトは、平成8年の基本構想で「市街地に残る自然環境や自然の保全を基調とした総合公園。ただそれは自然だけでなく、市民のレクリエーション、休養等と両立する公園」という位置づけである。しかし、構想が市民の目に触れるところに出されていないので過去の計画書を北岸管理棟で見られるようにしていきたい。(浜松市公園課)</li> <li>統一的なコンセプトを育む会で検討できるということですか。(メンバー)</li> <li>次期計画に佐鳴湖公園のコンセプトを統一するという文言を入れて、計画の活動内容として、育む会で作ろうかという動きは可能である。(進行：事務局)</li> <li>他で作る場所がなければ、ここで作れば良いということだと思ふ。(メンバー)</li> </ul>
40	飲食の場 の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都の鴨川では、夏にゆかを開業している。公園のルールは市が変えられるはずで、特定事業者の経営補助は出来ないが、期間を決めて業者を厳正に審査して入れ替えれば実施できる。(メンバー)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>規制が厳しい故に実現が難しいと結論づけているのではなく、規制の面があっても「事業者が事業を行うための条件整備」という側面支援は行いたいと考えている。</li> <li>「カフェ、レストラン、露店、バーベキュー場をつくる」と明記すると、今後この計画の進捗管理をしていく中で、実際に行わなくてはならないものとなるが、市として実施は約束出来ない。現在実施されている移動カフェや売店が、期間限定の飲食の場に発展していくことは問題ない。現在の指定管理者や意欲ある業者の受け入れについては柔軟に考えたい。(浜松市公園課)</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>検討するといった表現で残すことはできませんか。(メンバー)</li> <li>持ち帰って検討する。(進行：事務局)</li> </ul>
41	エコファーマーの活動促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコファーマーは特定事業者ではないため、40と同様に、公園内での農産物販売ができるはずである。(メンバー)</li> <li>持ち帰って検討する。(進行：事務局)</li> </ul>
42	佐鳴湖利用マナーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>西岸屋外ステージ近くに漁業者がもじり等常設し、景観が損なわれている。(メンバー)</li> <li>浜松土木事務所に許可申請はされていない。(浜松土木事務所企画検査課)</li> <li>民間の方が行っており迷惑していると、漁業協働組合から聞いたことがある。漁業権の無い方が行なっているのであれば問題である。(メンバー)</li> <li>今後詳細に検討していかなければならない課題であれば検討したい。(進行：事務局)</li> </ul>
46	イメージキャラクターの設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>削除ということであるが、ヤマトシジミが大復活した際には再度検討していただきたい。(メンバー)</li> </ul>
47	上佐鳴湖の利用性・安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系保全とユニバーサルデザインが対立することがある。ホテルの生息地に街灯を設置すると繁殖ができなくなる。そのようなことも記載すべきである。(メンバー)</li> <li>持ち帰って検討する。(進行：事務局)</li> <li>西岸の通り抜け車両が危ない。通り抜け出来ないようにしたい。車で入るので、大量のゴミを置いていくこともある。通り抜けを禁止出来ないのであれば、20km規制にして速度取締をしてもらうのはどうか。制限速度表示も無い。(メンバー)</li> <li>法的に明確な速度制限を設けてはどうか。(メンバー)</li> <li>公園区域内であると同時に、市道に認定されている。公園整備の前から生活道路であった経緯もあり、安全性を向上させるために、何らかの対策は必要と考えている。過去の経緯もあるので、侵入禁止にすることはここで明記できなかったため、検討という表現にさせていただいている。庁内で協議の動きを始めており、この計画の策定期間中に結論が出るよう努力したい。(浜松市公園課)</li> </ul>
49	備交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>小藪地区は交通量が多いため、都市計画道路の整備の要望が高いが、なぜ削除したのですか。(メンバー)</li> <li>現在、市立高校の前の整備を行なっている。佐鳴湖へのアクセスを目的とした都市計画道路整備は削除したが、池川富塚線が整備中であることから、小藪の整備はま</li> </ul>

	<p>まならないという説明である。(浜松市道路課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画道路の位置づけがあるところは整備することを確認したい。(メンバー)</li> <li>・ まずは整備できるところから実施するため、すぐには整備出来ないということは御理解いただきたい。地元の要望があることは認識している。(浜松市道路課)</li> <li>・ 佐鳴湖に来る人の利便性にも関わるので整備していただきたい。(メンバー)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取り組みの主体が市の場合、担当課が特定されていないものがあるので、修正していただきたい。例えば、No.2の通報先は市(環境保全課)である。(メンバー)</li> <li>・ 再度精査する。(事務局)</li> <li>・ 全体的に見ると、行政が主語になっている施策がかなり消えている。また、育む会が出した具体的な提案が行政の判断で消されている。もう一度持ち帰って、この問題はぜひ行政にやってもらいたいとか、このことはもう一度復活させて協議したいといったことを、次回の最初に議論する場を設定していただきたい。せっかく市民と行政が議論して作り上げるという意図が無くなってしまうと感じる。(メンバー)</li> <li>・ よりコンパクトな時間になるかもしれないが、今回はこれまでの経緯を踏まえて意見のキャッチボールをする時間を設けたい。(進行：事務局)</li> </ul>